皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月十六日ベーユーハ国の国祭日につき、同月十五日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十二月十六日カナフスタハ国の独立記念日につき、同月十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

第48回核燃料取扱主任者試験の施行

第48回核燃料取扱主任者試験の施行について、核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第20号。以下「規則」という。）第２条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月17日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

１．試験の日時及び科目

	（午前10時から正午まで）	（午後１時30分から午後３時30分まで）
平成28年３月14日（月）	核燃料物質に関する法令	核燃料物質の化学的性質及び物理的性質
平成28年３月15日（火）	核燃料物質の取扱いに関する技術	放射線の測定及び放射線障害の防止に関する技術

２．試験の場所　東京セミナー学院（東京三協信用金庫ビル６階）　東京都豊島区西池袋５－４－６

３．受験の申込期間　平成28年１月７日（木）から平成28年１月21日（木）

４．試験の受験手続は、次のとおりとする。

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

イ　受験申込書（規則別記様式第１で定めるもの）

ロ　履歴書（規則別記様式第２で定めるもの）

ハ　戸籍抄本、本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに類する書類であって地方公共団体の機関が発行したもの

ニ　顔写真（受験申込前１年以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5cm横3.5cmのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）

ホ　規則第１条第４項の表第１号に該当する者は、放射線取扱主任者試験合格証又は第１種放射線取扱主任者免状の写し

ヘ　規則第１条第４項の表第２号に該当する者（平成28年３月に修了する見込みの者を含む。）は、認定課程の修了証明書及び修得単位証明書（見込みの者は修了見込証明書及び修得単位見込証明書）

⑵　受験申込書及びその添付書類は、原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課に直接持参するか、書留郵便（平成28年１月21日（木）必着）をもって提出すること。

なお、修了見込証明書及び修得単位見込証明書を提出した者にあっては、修了証明書及び修得単位証明書を平成28年３月31日（木）までに、直接持参するか、書留郵便（平成28年３月31日（木）必着）をもって提出すること。提出のない場合は、当該受験は無効とする。

⑶　受験申込書に記載されている住所を変更したときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を届け出ること。

⑷　受験申込書及び履歴書の用紙は、申出により原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課で交付する。郵送を希望する場合は、申込者の住所・氏名・試験名・部数を記入し、１部の場合120円切手（以下２部は140円、３部は205円）を貼った返信用封筒（Ａ４判封筒）を同封の上、原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課宛て申し込むこと。

５．試験の合格者の発表　試験の合格者の氏名は、平成28年５月下旬頃に官報で公告し、同時に核燃料取扱主任者免状を本人に送付する。

６．受験申込書等送付先及び問合せ先　原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課
郵便番号　105－0001　東京都港区虎ノ門４－１－28虎ノ門タワーズオフィス22階　（電話）03－6435－9704　（ＦＡＸ）03－6435－9745

第58回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行

第58回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行について、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月17日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

１．筆記試験の日時及び科目

	（午前10時00分から12時30分まで）	（午後１時30分から午後４時まで）
平成28年３月16日（水）	原子炉に関する法令	原子炉理論
平成28年３月17日（木）	原子炉の設計	原子炉の運転制御
平成28年３月18日（金）	原子炉燃料及び原子炉材料	放射線測定及び放射線障害の防止

２．筆記試験の場所　東京セミナー学院（東京三協信用金庫ビル６階）　東京都豊島区西池袋５－４－６

３．受験の申込期間　平成28年１月７日（木）から平成28年１月21日（木）

４．筆記試験の受験手続は、次のとおりとする。

⑴　筆記試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

イ　受験申込書（規則別記様式第１で定めるもの）

ロ　履歴書（規則別記様式第２で定めるもの）

ハ　戸籍抄本、本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに類する書類であって地方公共団体の機関が発行したもの

ニ　顔写真（受験申込前１年以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5cm横3.5cmのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）

ホ　規則第２条第３項の規定に該当する者（平成28年３月に修了する見込みの者を含む。）は、認定課程の修了証明書及び修得単位証明書（見込みの者は修了見込証明書及び修得単位見込証明書）

⑵　受験申込書及びその添付書類は、原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課に直接持参するか、書留郵便（平成28年１月21日（木）必着）をもって提出すること。

なお、修了見込証明書及び修得単位見込証明書を提出した者にあっては、修了証明書及び修得単位証明書を平成28年３月31日（木）までに、直接持参するか、書留郵便（平成28年３月31日（木）必着）をもって提出すること。提出のない場合は、当該受験は無効とする。

⑶　受験申込書に記載されている住所を変更したときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を届け出ること。

⑷　受験申込書及び履歴書の用紙は、申出により原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課で交付する。郵送を希望する場合は、申込者の住所・氏名・試験名・部数を記入し、１部の場合120円切手（以下２部は140円、３部は205円）を貼った返信用封筒（Ａ４判封筒）を同封の上、原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課宛て申し込むこと。

５．筆記試験の合格者の発表　筆記試験の合格者の氏名は、平成28年５月下旬頃に官報で公告し、同時に筆記試験合格証を本人に送付する。

（備考）　口答試験の施行については、追って官報で公告するが、平成28年８月頃に東京都内で実施する予定である。

６．受験申込書等送付先及び問合せ先　原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課
郵便番号　105－0001　東京都港区虎ノ門４－１－28虎ノ門タワーズオフィス22階　（電話）03－6435－9704　（ＦＡＸ）03－6435－9745

公告

裁判事項

第三者所有物の没収に関する公告

平成27年12月17日

青森地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。下記の物の所有者は、平成28年１月４日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　青森地方裁判所

２　被告事件名　漁業法違反、水産資源保護法違反

３　被告人氏名　紙谷　　聡、髙橋　　紘、奈良　　勝、佐藤　秀祐、久慈　圭祐、畑田　　武、大谷　浩志、古井　　亮